平成２２年（フ）第２３２号
広島県呉市広石内２丁目２番７号
債務者　荒谷　昭紀
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２３６号
広島県呉市瀬戸見町17番15号
債務者　松浦美智子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第２４３号
広島県竹原市下野町3481番地１
債務者　永松　邦子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第６０４号
愛媛県松山市一番町１丁目８番地１　武智ビル403号
債務者　森川　陽子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６１４号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地40棟８号
債務者　髙岡　佐織
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３４号
愛媛県松山市竹原４丁目６番31号
債務者　大原　和子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６３８号
愛媛県松山市富久町515番地　富久団地５棟18号
債務者　間　　桜
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６４２号
愛媛県東温市南方117番地２
債務者　相原　公子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６４７号
愛媛県松山市古川西１丁目８番28号
債務者　梶野　泰範
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６５２号
愛媛県松山市下伊台町528番地２
債務者　山田　種子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第６６０号
愛媛県伊予郡砥部町重光235番地５
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４２７号
福岡県久留米市国分町1308番地１　国分ガーデンハイツＤ棟101号
債務者　伊藤　光恵
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１２４号
福岡県大川市大字中木室615番地２
債務者　廣松スヤカ
1　決定年月日時　平成23年１月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第２３７号
佐賀県武雄市朝日町大字中野6453番地２　県営中野住宅532号
債務者　堀渕　幸一
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２４３号
佐賀県武雄市武内町大字真手野27302番地、住民票上の住所佐賀県西松浦郡有田町戸矢乙1741番地１
債務者　森　千鶴子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６３号
佐賀県杵島郡江北町大字佐留志1468番地　デルソーレＡ202号
債務者　松山　祥子
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲321番地江口アパート301号
債務者　田口　美雪
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第２６８号
佐賀県西松浦郡有田町南原甲348番地３
債務者　髙川眞佐惠
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部